

霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区における行為の許可基準の特例を改正する件

1. 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項に基づき、国立公園における特別地域においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条第 1 項から第 34 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（自然公園法施行規則第 11 条第 35 項）。

2. 基準の特例を定める趣旨・背景

霧島屋久国立公園の黒神川地区（鹿児島県鹿児島市黒神町の一部）は昭和 21 年に噴火した際の溶岩地形（昭和溶岩）で、桜島地域では新しい溶岩原である。当該地の特性として、溶岩原に「ボラ」と言われる軽石が大量に含まれており、降雨によって流出しやすい地形となっている。このようなことから、下流域への流出をできるだけ抑えるために、昭和 55 年頃から堰堤、貯留池、導流堤等が設置されたが、豪雨時の土石流により、堰堤、貯留池等は堆砂で満杯状態となり、堰堤の防災機能の低下が懸念されること、また、大量の「ボラ」が海まで流れ出し、海水の汚濁にとどまらず、流れ出し浮遊している「ボラ」により、養殖魚の飲み込み、魚体の損傷、漁船のエンジン故障等が引き起こされ漁業に多大な被害をもたらしていたことから、堰堤に堆積した土石を除去することができるように、平成 17 年に基準の特例を設けた。

現在、当該地においては、平成 18 年以降の桜島の活発な噴火活動により、当該地内の堰堤、貯留池、導流堤等の施設が完全に埋没している状況である。そのため、前述の被害に加え、近年では通常より少ない降雨量で土石流が発生しており、地域住民を始め、公園利用者への危険が生じている。これらの被害を軽減するために国土交通省等が対応を行っているが、平成 17 年に定めた特例の対象区域だけでは噴火の頻度からも対応が困難となっており、より広範囲で土石を採取し対応することが被害軽減のために必要となっている。以上から、今般、黒神川地区の特例の対象区域を拡張するものである。